

佐賀県告示第 142 号

次の医療機関の開設者からの救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 1 条に定める救急業務に関し協力する旨の申出は、撤回された。

令和 7 年 7 月 15 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

名称	所在地	撤回年月日
小城市民病院	小城市小城町松尾 4100 番地	令和 7 年 6 月 30 日
多久市立病院	多久市多久町 1771 番地 4	令和 7 年 6 月 30 日